

# 18歳以上で初めて療育手帳の交付を希望する方へ

千葉市障害者相談センター

千葉市では、千葉市療育手帳制度実施要綱に基づき、知的障害児（者）の方に療育手帳を交付しております。

なお、「知的障害者」とは、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

そのため、療育手帳の交付のためには、18歳未満に知的機能の障害があったことを示す、客観的な資料が必要です。（それが整わない場合には、交付ができないことがあります。）

## 1 提出資料について

ご本人が18歳未満に知的障害があったことを示す資料は以下のようなものになります。

### ■乳幼児期の発達状況の参考の資料

母子手帳など

### ■学校での状態像を示すもの

成績表、指導要録、特別支援学校(級)の卒業証明書、学力テストの結果、文集や制作物等本人の様子がわかるもの、担任教諭の証言書など

### ■医学診断、相談記録

児童相談所等の福祉機関での相談資料、各種診断書（年金診断書等）、診療情報提供書、職業センター等で実施した職業適性検査、医療機関・療育機関等で実施した18歳未満の知能検査結果など

### ■その他

ご本人の18歳未満の様子を詳しくご存じの方による「証言書」なども参考にしております。学校の先生、民生委員などの公的な立場の方の方が望ましいですが、それ以外でも構いません。

（ご本人が、知的能力についての障害があったことを示すような具体的で詳しいエピソード、また証言の日付、証言者（署名）、ご本人との続柄、連絡先をお書きください。後日、当所よりお問い合わせをすることがあります。なお書式は問いません。）

集めた資料は、区の保健福祉センターの窓口提出するか、後日、当所（障害者相談センター）に提出してください。

## 2 交付までの流れ

### ①申請書の提出

区の保健福祉センターに「療育手帳交付申請書」を写真（横3cm×縦4cm）を添えて提出いただきます。

### ②当所での判定までの準備

判定に必要な、上記の資料をそろえることをお願いいたします。後日、当所（障害者相談センター）の担当者より、ご連絡いたします。

### ③判定の実施

必要な書類が整いましたら、当所にて、心理学的判定、社会調査面接、医学的診察を実施します。ご本人とご家族（生活の様子を詳しくご存じの方）で来所をお願いします。

その結果により、療育手帳を交付が可能かどうか、また障害程度について、判定会議により決定します。

※決定までには、何回か来ていただくことがあります。また、1回の面接は1～3時間程度かかります。よろしくお願いいたします。

### ④療育手帳の交付

後日、区からご自宅に郵送します。

## 3 その他

以下の点について、ご留意願います。

①療育手帳の交付には、ご本人が交付を受けること、判定を受けることについて納得・了承していることが必要です。

②精神面や体調の良くないときには、適切な判定が行えない場合があります。まずは治療を優先いただき、心身の状態が安定してからの判定をお願いすることがあります。

<問い合わせ先>

千葉市障害者相談センター

知的障害者支援班

〒260 - 0844

千葉市中央区千葉寺町 1208 - 2

☎ 043 - 209 - 8823